

## 福岡県北九州市教育委員会

幼児児童生徒人口／総人口	69440人/92万4千人
医療的ケアを必要とする児童数	76人(通学60名、訪問教育 16名)
医療的ケア看護職員数	14名

## 本事業の構想

教育委員会に医療的ケア学校コーディネーターを配置し、学校配置看護師への指導・支援を行うとともに、特別支援学校(肢体不自由)2校に医療的ケア児支援に関するセンター的機能を位置付け、小中学校等への支援を行う体制を構築する。

## 取組の概要

R4(1年目)	
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における医療的ケアは、訪問看護ステーションから一定時間看護師を派遣し、実施する体制をとっていたが、保護者や学校の不安や負担が大きいことから、今後は、必要に応じて看護師を常時配置し、ケアを行う必要がある。また、小中学校等で一人で勤務する看護師を支えるシステムの構築が必要である。</li> <li>・学校配置看護師固有の専門性の向上が求められており、指導的立場の看護師による指導・支援や、研修等を充実する必要がある。</li> </ul>
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市立特別支援学校(肢体不自由)2校を医療的ケア児支援のセンター校と指定し、特別支援学校配置看護師が、定期的に医療的ケア児の在籍する小中学校等を巡回訪問したり、必要時にオンラインで繋がったりすることで、安心・安全な医療的ケア児支援の体制を構築する。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校配置看護師が医療的ケア児の在籍する小中学校等を訪問し、必要な医療的ケアの実施や教職員への助言等を行う。また、小中学校等で一人で勤務する看護師が抱える課題等に対して、共に解決を図る等、チーム体制を整える。</li> <li>・特別支援学校配置看護師の資質向上のため、指導的立場となる医療的ケア児支援担当係長や医療的ケア学校コーディネーター(会計年度任用職員)による相談支援や基礎的研修を行うとともに、地域の基幹病院の医師や認定看護師による専門研修を実施する。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校配置看護師が、医療的ケア児の在籍する小学校2校に定期的に巡回訪問し、児童の医療的ケアについて把握したり、保護者や教職員等と情報共有したりすることで、安心・安全な支援につながった。</li> <li>・認定看護師による「感染管理等研修」「人工呼吸器管理等研修」を実施したことにより、特別支援学校配置看護師の専門性を高めることができた。</li> <li>・医療的ケア児支援担当係長、医療的ケア学校コーディネーターを中心に、学校配置看護師の相談や支援を行うことで、学校配置看護師が安心して業務に当たることができた。</li> </ul>

## 医療的ケア運営協議会

## 構成員

医師4名(内、指導医2名)、看護師1名  
医療的ケア児在籍学校長 5名

## &lt;事務局&gt;

学校教育部長、特別支援教育課長、医療的ケア児支援担当係長、特別支援教育課指導主事、医療的ケア学校コーディネーター  
<その他> 特別支援教育相談センター所長、学校保健課長 等

## &lt;開催時期&gt;

年3回程度(8月、10月、2月)

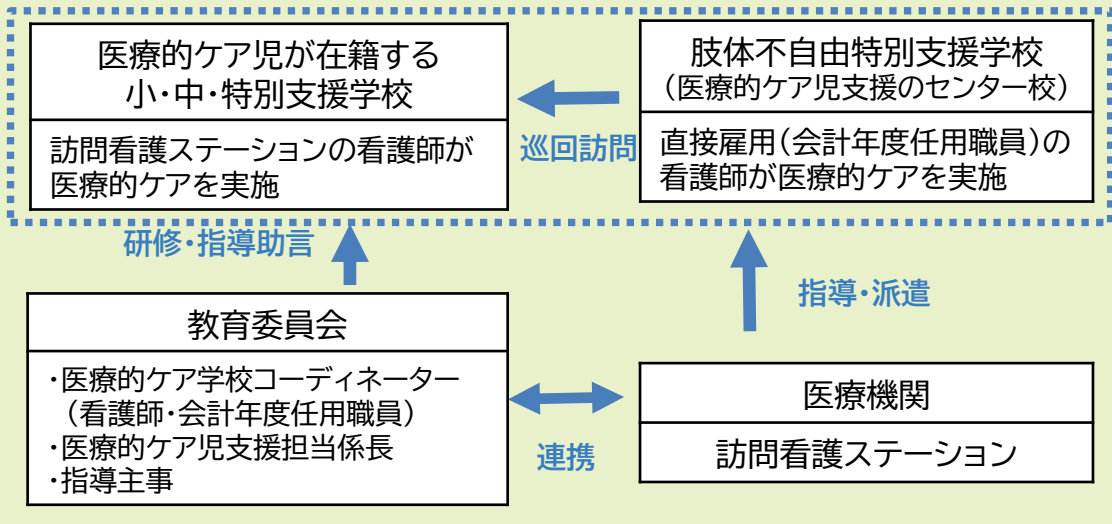
## &lt;目的&gt;

北九州市立学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒への対応の具体的方策等について検討する。

## &lt;検討内容&gt;

- ✓ 医療的ケア児支援の現状と課題、その対応について
- ✓ 北九州市立学校医療的ケア実施要綱の改訂について
- ✓ 胃ろうからの初期食注入の実施前の準備について 等

## 医療的ケアの実施体制等



## 医療的ケア看護職員の雇用・配置方法

- ・センター校に看護師を配置し、複数の学校を巡回する。

## &lt;肢体不自由特別支援学校&gt;

## ○直接雇用

会計年度任用職員として雇用(12名)

## ○委託契約

北九州市立総合療育センターに委託(1名)

- ※ 北九州市立総合療育センターは、特別支援学校に隣接しており、通院している医療的ケア児の割合が高いため、医療面での情報連携及び技術水準の確保等の観点から、委託契約を行っている。

## (巡回訪問)

・特別支援学校配置看護師による巡回訪問を、小学校2校で開始した(小学校1校につき月2回、1回2時間程度)。今後、必要に応じてその他の医療的ケア児在籍校にも巡回する。

## &lt;小学校&gt;

## ○直接雇用

今年度途中から募集し、1名の看護師を配置。(会計年度任用職員)

## ○委託契約

保護者が利用している訪問看護ステーションと教員委員会が委託契約し、看護師を派遣。

## 学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会	医療的ケア児支援事業を推進、統括する。
医療的ケア児支援担当係長 医療的ケア学校コーディネーター	学校配置看護師への指導助言や、医療的ケアに関する研修を企画・実施する。 医療的ケア児に関わる医療機関を始めとする関係団体と連携を図る。
教員	学校における医療的ケアの教育的意義を理解するとともに、対象者に関する情報を把握し、安全に留意した教育活動を実施する。
養護教諭	対象者の健康状態を把握するとともに、医療的ケアの実施に関わる環境の整備等を行い、対象者の安心安全な学校生活を支える。
学校配置看護師	主治医の指示書に基づいて日々の医療的ケアを実施する。特別支援学校配置看護師は、地域の学校への巡回訪問も行う。
主治医	医療的ケア児を診察し、医療的ケアの内容について意見書を作成する。
学校医	医療的ケア児の把握を行う。
指導医	医療的ケアの内容について、看護職員へ指示をする。教員や看護師に対する研修を行う。
保護者	対象者を定期的に主治医に受診させ、適切な指示を受ける。日常的に対象者の健康状態や医療的ケアの内容を共有する等、学校と連携協力する。

## 医療的ケア児の受入れまでの主な流れ

### 1、就学先を決定する

就学相談で子どもの教育的ニーズを把握するとともに、本人や保護者の意向を可能な限り尊重し、教育・福祉・医療の専門的視点から個別に協議を行い、就学先を決定する。

### 2、就学先と医療的ケアの内容について確認する

#### 【特別支援学校に入学の場合】

・特別支援学校が、前年度2月頃、入学説明会を行う。子どもの実態把握や医療的ケア実施に関する説明を行う。

#### 【小中学校に入学の場合】

・教育委員会が、前年度2～3月頃、子どもと保護者の学校見学に同行し、保護者とともに子どもの実態や入学後の環境整備等について小中学校等と確認する。

### 3、必要な支援体制を整備する

- ・教育委員会は、必要に応じて、看護師や介助員の配置、施設面の整備を行う。
- ・保護者や学校、教育委員会(必要に応じて主治医・指導医等)で協議し、医療的ケア児の受入れ体制を整える。

## トピック

### 医療的ケア児支援担当係長・医療的ケア学校コーディネーターの活躍

#### <学校配置看護師の専門性向上研修の企画・実施>

・感染管理の観点や人工呼吸器管理の知識・技能を向上させ、安全な看護業務の実践のため、認定看護師による研修を行った。

#### <特別支援学校配置看護師に対する指導・支援>

・小学校への巡回訪問に同行し、医療的ケア児の情報や経過を伝えるとともに、学校職員や保護者との関係作りを行った。

## 学校配置看護師の専門性向上研修の実際



感染管理等研修の様子(8月実施)  
講師:市立病院 感染管理認定看護師



人工呼吸器管理等研修(オンライン)の様子(1月実施)  
講師:市立病院 クリティカルケア認定看護師

## 成果・次年度の取組

- ・学校配置看護師の研修を行い、専門性を高めることができた。次年度は、さらなる研修の組み立てと、看護師間の情報共有や相談支援の充実を図る。
- ・指導医が学校配置看護師へ指導助言を行うことにより、専門性向上を目指す。
- ・特別支援学校配置看護師による小学校2校への巡回訪問を開始することができた。次年度は、医療的ケア児の在籍する4校1園すべてに、特別支援学校配置看護師が定期的に巡回訪問し、必要なケアや教職員、看護師への相談支援ができるようにする。